



令和 7 年 6 月 4 日
須磨学園高等学校
校長 堀井 雅幸

ご報告

令和 4 年 10 月 25 日、本校においていじめ重大事態案件が発生しました。その後、学校対応の妥当性や問題点の検証、および再発防止に向けた提言を踏まえた対応を図ること等を目的として、調査委員会を設置して調査を実施いたしました。

個人情報保護、ならびに当事者の心情的影響への教育的配慮の観点から、事案の具体的な内容の公表については差し控え、経緯のご報告とさせていただきます。なお、この度調査委員会から提出された報告書における指摘や提言を踏まえ、新たに本校としての再発防止策を策定いたしましたので、併せてご報告申し上げます。

【経緯】

- ・令和 4 年 10 月 26 日、本校の生徒が同級生から SNS 上で誹謗中傷を受ける。
- ・同 5 年 8 月 25 日、学校法人須磨学園は、調査委員会を設置し、事実関係の調査、須磨学園高等学校の対応の検証、ならびに再発防止に向けた提言等についての委嘱を行う。
- ・同年 10 月 26 日、兵庫県知事に対し、「いじめ事案に関する報告について」を提出する。
- ・同 6 年 8 月 28 日、調査委員長から、調査結果と本校の対応についての指摘、ならびに今後の再発防止に向けての提言が示された報告書を受領する。
- ・同年 9 月 12 日、調査委員長に対し、一部報告書内容の修正を申し立てる。
- ・同年 11 月 5 日、調査委員長から同年 10 月 31 日付調査報告書の提出を受け、調査委員長に対し、未修正部分の修正を再度申し立てる。
- ・同年 12 月 24 日、調査委員長から、調査報告書の修正は行わないとの回答を受ける。
- ・同 7 年 4 月、調査報告書の提言等を受け、「須磨学園高等学校・中学校 いじめ防止・対応基本方針」を改定する。(2025.4 版)
- ・同年 5 月 20 日、「調査報告書」、「再発防止策」、および新たに改訂した「いじめ防止・対応基本方針」等を兵庫県に提出する。

【今後の対応】

今回の調査報告書を受けて新たに策定した対応策と「いじめ防止・対応基本方針」をここに公表するとともに、事実の全てを厳粛に受けとめ、今後、二度とこのような事案が発生することのないよう、本校一丸となって取り組んでまいります。

【本校の再発防止策】

今回のケースでは、苛烈な SNS 書き込みが、一度限りであっても被害生徒に重大なダメージを与え、「いじめ」として認定される事例となった。学校は当初、重大な「SNSトラブル」として対応していたが、結果として本件生徒の精神的負担を軽減・解消するには至らなかった。

再発防止方針としては、「いじめ対応チーム」を中心に早期発見・被害者保護を徹底し、加害者指導にあたっては背景を十分に把握したうえでカウンセリングや成長支援を併用することが重要であると考え。あわせて教職員の研修の充実を図り、同様の問題が起こった場合に迅速かつ適切に組織的対応を行うことができるよう、学校全体の認識・体制を改善することが求められる。以下に対応方針の骨子を記す。

1. 法理解と対策推進の方針共有

組織的ないじめ防止対策を進める上で、全教職員が適正に法やガイドラインを理解することは必須であることを認識し、学園組織をあげて提言に沿った新たな「いじめ防止・対応方針」を策定する。その上で専門家による法やガイドラインの理解と対策推進の方針共有に向けた全教職員対象の研修会を定期的実施する。また全教職員対象に、定期的な生徒指導部主催研修会の実施などを通して全教職員がいじめ防止・対応基本方針の共有を徹底する機会を設ける。加えて定例の職員会等において、個別の発生事案についての情報共有を行い、それぞれの案件から得られる教訓を共有する。

2. いじめ対応における生徒指導の重層的支援構造化

生徒の育ちの変化や生徒の課題の多様化・深刻化に即応する生徒指導の基本的な進め方として、以下①～④の重層的支援構造(新生徒指導提要—文部科学省2022)の認識を共有する。

- ①発達支持的生徒指導(人権教育や市民性教育を通じた働きかけ)
- ②課題未然防止教育(道徳やホームルーム活動等におけるいじめ防止への取組)
- ③課題早期発見対応(アンケート・面談・健康観察等による気づきと安全確保)
- ④困難課題対応的生徒指導(いじめの解消に向けた組織的な指導・援助)

この構造について、生徒指導部主催の研修会などの機会を設け、全教職員に共有を徹底し、今後の生徒指導の際に活かされる指導体制の構築を図る。

3. いじめ対応チームを中心とした組織的対応

いじめ事案が発生した際には、担任等該当学年教員による被害生徒の状況確認、加害生徒の特定、双方の保護者への事実報告・生徒の自宅待機指示等の初動を迅速且つ適切に行うとともに、この初動と連動して即日「いじめ対応チーム」を立ち上げて対応を行う。

「いじめ対応チーム」は、第一報を受けた時点で、即日校長がメンバー(教頭・学年部長・学級担任・生徒指導部・養護教諭・カウンセラー等)を招集し、状況ならびに今後の方針を共有する。その後必要項目に応じて「いじめ対策委員会」を開催して対応方針を決定する。

チーム支援の体制のもと、PDCA サイクルにより、当事者(被害生徒・加害生徒)からの丁寧な事実確認、関係者からの健康面・心理面・社会面(人間関係)等情報収集、それらに基づく多面的な生徒理解(例:BPS モデル)によるアセスメント、そしてその後の支援方針・計画の検討・共有、支援の実践・経過の確認、フォローアップ等を進めるものとする。以上を生徒指導部主催の研修会などにおいて全教職員に共有し、個別の事案における記録については、進捗確認と情報・教訓の共有のため、データ化して生徒指導部の管轄のもとに専用フォルダにて保持する。

4. 被害者救済と加害者背景理解との両立

- ① 被害者救済を軸に、加害者背景理解とも両立させながら対応を進めることを基本方針の前提とする旨を職員会や研修会等を通して全教職員で認識共有する。相互の背景や状況把握を十分に行い、精神面のサポートやケアプランを組み立てる中で、特に被害者の状況を注視し、配慮を徹底する旨を対応にあたる者すべてが共有する。謝罪の場などを設定する際にも、特に被害者の状況につ

いての最大限の理解を前提として適切に対処する。またカウンセリングの受診
斡旋や心身へのケア体制(保健室・相談室利用方法)など、実務面での手続き
を平素より整理しておく。

- ② 加害者への懲戒一辺倒とならないように、内面的成長を促す指導を心がけ、対
応にはカウンセリングを取り入れる。
- ③ 必要に応じて警察・県(教育委員会)や医療・福祉専門機関との連携を行う。連
携の判断は上記の「いじめ対応チーム」が行うものとする。
- ④ いじめ案件は個人に深く関わる情報を扱うため、「個人情報保護」「生徒及び保
護者のプライバシー」への配慮指針について、職員会や研修会の際に確認・共
有を徹底する。個人情報に関する内容記載の書面については、いじめ対応チ
ーム、および担当者の確認後、または一連の対応終了後には生徒指導部保管
の一部、ならびに関係者のみ閲覧可能なデータを除き破棄するものとする。

5 対応環境整備

- ① 生徒のストレス状態や不登校経験の有無などを丁寧に把握し、学年部を中心
に、教職員が強固な協力体制のもと指導に関わることを、職員会や研修会など
において申し合わせる。必要に応じて、入学時の小学校・中学校等からの情報
収集を行うとともに、保護者からのヒアリングを行う。また定期的な個別面談や
カウンセリングなどの支援策を拡充し、学年部や生徒指導部を中心に、声かけ
や見守りの体制を整備する。

- ② 生徒対象に、適性・資質診断や心の問題についてのアンケート、ならびに保護者対象に意識調査を定期的実施し、その結果を共有・分析する場を確立する。適性・資質診断については専門のアドバイザーによる分析会の実施を継続し、いじめ対応チームから校長・教頭・学年部の責任者が出席して情報提供を受けるものとする。その内容は学年ごとにデータ管理し、学級担任など学年部の責任者が必要と認める担当者への共有を行う。
- ③ グループウェアや HP を通した相談窓口の案内等を通して保護者への情報発信や外部関連機関との連携を図る。
- ④ 本校の「いじめ防止・対応基本方針」については毎年定期的に振り返りを行い、必要があれば状況に応じて柔軟 に改訂を行い、「常にアップデートされる方針」として機能させる。その際 ISO の基本方針や規定に基づくことを前提とし、生徒や保護者を対象に行うアンケートや意識調査の結果を柔軟に取り入れるものとする。

掲出期限:2025 年 8 月 31 日